

令和5年度 入湯税の使途（使いみち）状況について

令和6年10月

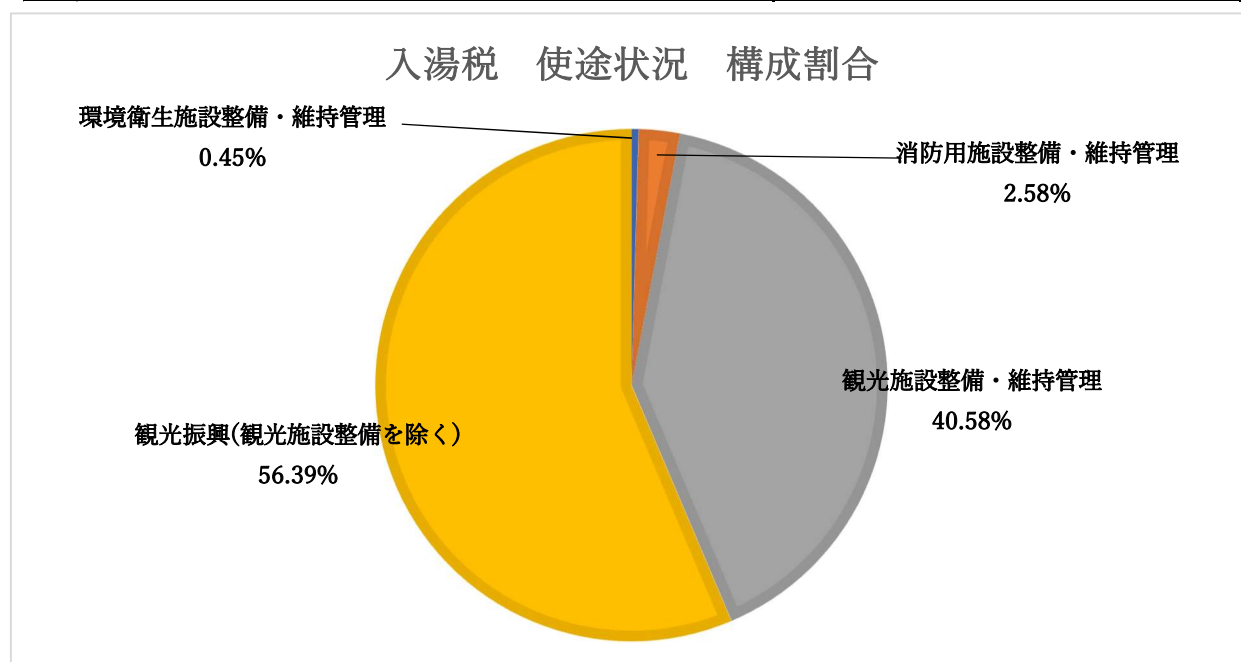
入湯税は、地方税法（以下「法」といいます。）第701条の規定に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯行為に対し、「入湯客」に課される目的税です。

その徴収方法は、法に基づき、「特別徴収」の方法によることとされており、町が「特別徴収義務者」として指定した鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、月単位でまとめて町に納入する仕組みとなっています。

草津町における令和5年度決算ベースの入湯税の使いみち（使途状況）は、以下のとおりとなりました。

単位：千円

令和5年度入湯税決算額（収納額）		216,150
使 途 状 況	環境衛生施設整備・維持管理	977
	消防用施設整備・維持管理	5,580
	観光施設整備・維持管理	87,715
	観光振興（観光施設整備を除く）	121,878



- 環境衛生施設の整備・・・道路排水等対策（整備）等に使われています。
- 消防用施設等の整備・・・消防施設整備、維持管理等に使われています。
- 観光施設の整備・・・・・・観光施設や運動用施設の整備、維持管理等に使われています。
- 観光振興・・・・・・国内外の観光誘客宣伝やイベント経費等に使われています。